

成 監 第 5 1 号  
令和8年5月18日

請求人 [REDACTED] 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之  
成田市監査委員 岩 館 和 彦  
成田市監査委員 秋 山 忍

成田市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和8年3月23日付で提出され、同年4月8日に受理することを決定した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく成田市職員措置請求について、同条第5項の規定により下記のとおり監査の結果を通知します。

記

1 請求人

成田市 [REDACTED]  
[REDACTED]

2 請求の要旨

監査にあたり、請求人が提出した請求書、その事実を証する書面の内容から請求人が主張する要旨を次のように解した。

（1）成田市不動ヶ岡土地区画整理組合（以下「当該組合」という。）は、不動ヶ岡土地区画整理事業（以下「当該事業」という。）の事業地内において23.59haの新市街地造成を行うため、令和6年度に樹木（36,888㎡、1,717t）を皆伐し処分を行ったが、事業者である当該組合は、環境基本法第20条、環境影響評価法第1条に鑑み、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するものとされている。

また、生物多様性基本法前文及び第25条に基づき、事業者は事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮するものとされている。

しかし、成田市は、土地区画整理組合助成金を確定する際、助成金の交

付決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査しなければならないところ、成果品の中に生物調査報告書がないこと、更に「生物多様性の保全」という国の政策を尊重しなければならないことを見落としていた。

(2) 現在は地球温暖化による気候危機の時代であり、当該組合が事業地内で新市街地造成を行うにあたり、森林破壊を行った行為は森林が持つCO<sub>2</sub>吸収機能を奪うもので地球温暖化を加速させてしまう。

また、森林を伐採することにより、洪水防止や水源の涵養といった森林が有する機能がなくなるなど、成田市民及び近隣の地域住民の命と健康と人権を著しく損なうものであると予測される。

令和5年の第3次成田市環境基本計画中間見直しに係る市民・事業者環境意識調査の結果からも、大人はもっと未来世代の子供達に自然を残し、安心・安全な社会を継承していかなくてはならない。

気候危機時代、国においては、令和6年に都市緑地法の改正を行い、貴重な都市緑地の確保及び積極的な保全を推進することとし、また、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画や「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定を行うなどしているが、当該事業には反映されていない。

また、2021(令和3)年には当時の岸田首相も参加し、2030(令和12)年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるために共同で取り組む旨の「グラスゴー首脳宣言」など、各種宣言を行っている他、2025(令和7)年7月には、国際司法裁判所が「気候変動対策は国家の義務」と裁判官全員一致で勧告的意見を発表している。

以上、(1)及び(2)の状況において、成田市が、当該事業における助成事業の成果が助成金の交付決定の内容等と適合すると認め、確定通知の決裁を行ったことは、国際法や各種宣言、閣議決定及び各種法律に反する注意義務違反であり、重大な環境保全遵守違反と考える。

よって、令和7年3月31日付けで当該組合理事長に通知した助成金確定額726,000,000円を返還させることを求める。

### 3 請求の受理

成田市職員措置請求書は、法第242条に定める要件を備えているものと認め、受理した。

### 4 監査の実施

#### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和8年4月23日に陳述の聴取を行った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

## (2) 監査対象部局

監査対象事項について都市部市街地整備課を監査対象部局とし、令和8年4月23日に陳述の聴取を行うとともに、関係書類の収集及び事実関係の調査を行った。

## 5 監査対象事項

成田市職員措置請求書の記載内容、事実証明書及び請求人の陳述内容をふまえ、成田市が、令和6年11月26日付成田市指令第714号をもって交付決定した当該組合が行っている土地区画整理事業に対する助成金について、助成事業の成果が交付決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査した結果、適正であったと認め、令和7年3月31日付けで助成金の確定通知を行ったことが違法又は不当であるか否かを監査対象事項とした。

## 6 監査の結果

本件監査請求については、次のとおり決定した。

本件監査請求には、理由がないものと判断し、請求を棄却する。

## 7 事実関係の確認

監査対象事項について、請求人の陳述、関係人の陳述及び関係書類等から確認した事実はおおむね次のとおりである。

### (1) 当該事業の概要

① 名 称 成田市不動ヶ岡土地区画整理事業

② 施 行 者 成田市不動ヶ岡土地区画整理組合

③ 目 的 本地区は、京成成田駅から徒歩圏内という好立地にありながら現況土地利用のほとんどが山林と農地であり、地区内の大部分は公共施設が未整備の状態であるが、市街化区域であることを鑑みると将来的に無秩序な開発によって有効な土地利用が図れなくなる可能性がある。

また、本地区は国道51号沿いに位置する周辺道路環境を有する一方で、地区内の道路は車のすれ違いが困難なほど幅員が狭い状況にある。

こうしたことから、本事業により中心市街地に隣接し幹線道路沿線という地区のポテンシャルを活かした商業系と住宅系の新たな市街地の創出を実施することにより、無秩序な市街化を未然に防止し、公共施設の整備改善が図られた良好な市街地形成を図ることを目的とする。

- ④ 事業年度 令和5年度から令和12年度
- ⑤ 施行面積 約23.59ha (235,908.50㎡)
- ⑥ 総事業費 7,555,000千円
- ⑦ 公共施設別調書

区 分		名 称	形状寸法		
			幅員 m	延長 m	面積 ㎡
道 路	幹線道路	3.3.7 51号線	22.0	195	2,878.79
		幹線道路	16.0	722	11,601.00
		小 計		917	14,479.79
	区画道路	幅員 10.5m	10.5	1,323	15,267.00
		幅員 6.0m	6.0	1,750	12,373.00
		幅員 4.0m	4.0	744	4,266.00
		小 計		3,817	31,906.00
	特殊道路	幅員 4.0m	4.0	538	2,431.00
		小 計		538	2,431.00
	道 路 計			5,272	48,816.79
公 園 緑 地	公 園			33,485.00	
	緑 地			5,771.00	
	小 計			39,256.00	
水 路	水 路		81	440.00	
	小 計		81	440.00	
調 整 池	調 整 池			12,542.00	
	小 計			12,542.00	
計				52,238.00	
合 計				101,054.79	

(2) 成田市土地区画整理組合助成規則の概要

① 目的

土地区画整理事業の円滑化を図るとともに計画的な市街地を造成し、もって本市の発展に寄与すること（第1条）。

## ② 助成の対象

施行地区内に都市公園を設置する場合で、当該施行地区の面積に対し都市公園の割合が3パーセントを超えた面積を用地買収方式により整備することとして積算した用地費相当額（第5条第1項第2号）。

## ③ 助成金の額の確定

助成事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書により当該施行者に通知する（第9条）。

## ④ 助成の決定の取消し等

施行者が、次のいずれかに該当するときは、市長は、助成金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる（第11条）。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 事業を廃止したとき。
- (3) 正当な理由がなく事業を著しく遅延させたとき。
- (4) 法令の規定により、組合設立の認可を取り消されたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、不正な行為があったと認められるとき。

## (3) 助成手続きの概要

① 当該事業の本件に係る助成金の助成手続きは、成田市土地区画整理組合助成規則に基づき行われ、当該組合から助成金の交付申請があり、成田市長は令和6年11月26日付で交付決定を行った。

なお、助成金の交付に当たっては、対象となる事業等について積算書や根拠資料等により審査を行い適正であると認め、交付決定が行われている。

② この助成事業が完了したことにより、令和7年3月14日付で当該組合から成田市長あてに実績報告書が提出された。

③ 実績報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容等に適合するか、成田市が書類の審査及び現地調査等を行い、本件助成事業は適正な内容のものであったと認め、令和7年3月31日付で助成金確定通知書により当該組合に通知を行った。

なお、交付決定の内容等に適合するかの審査等に当たっては、助成の対象となる事業であるか、また、事業が適正に執行されているかについて、成田市が定める取扱いをはじめ、契約書や成果品、また、その支払い関係の書類などにより確認しており、適正に検査を行っていた。

(4) 環境影響評価の対象となる事業

事業の種類	環境影響評価法 第1種事業	環境影響評価法 第2種事業
1 道路の新設又は改築		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路等	4車線以上	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km以上20km未満
2 河川工事		
ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
3 鉄道又は軌道の建設又は改良		
新幹線鉄道	すべて	—
普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km
軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更		
	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電用電気工作物の設置又は変更		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上3万kW未満
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上15万kW未満
地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.75万kW以上1万kW未満
原子力発電所	すべて	—
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上4万kW未満
風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上5万kW未満
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更		
	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha以上30ha未満
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓		
	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業		
	面積100ha以上(都市計画事業)	面積75ha以上100ha未満(都市計画事業)

9 新住宅市街地開発事業		
	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上 100ha 未満
10 工業団地造成事業		
	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上 100ha 未満
11 新都市基盤整備事業		
	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上 100ha 未満
12 流通業務団地造成事業		
	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上 100ha 未満
13 宅地開発事業		
	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上 100ha 未満

#### (5) 監査対象部局の説明

都市部の陳述時に示された見解については次のとおりである。

- ① 本事業については、各種法令等に則り、千葉県をはじめ、関係機関との協議や審査を経て、千葉県知事から土地区画整理法に基づく認可を得て実施している。
- ② 環境基本法及び生物多様性基本法で「環境影響評価の推進」を位置付け、その具体的な手続き、その他所要の事項を定めた環境影響評価法では、評価の対象となる事業の種類に応じ、事業の規模が大きく、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを「第1種事業」とし、第1種事業に準ずる規模で、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかを個別に判定するものを「第2種事業」と規定している。  
土地区画整理事業については、同法施行令において、施行区域の面積が「100ha以上」は第1種事業、「75ha以上100ha未満」は第2種事業とされている。  
本事業の面積は、約23.59haで、同法の対象外の規模であり、法令違反には該当しない。
- ③ 本事業の区域を含む不動ヶ岡地区は、昭和45年から市街化区域に指定されており、小規模な開発行為などが進むことにより、森林が無計画に伐採され、良好な住環境の形成に影響を与える可能性もある地域であるが、本事業では、良好な住環境を確保するために、土地区画整理法施行規則で定められている技術的基準を大きく上回る規模の公園を計画的に整備するとともに、既存の緑地も保全するよう配慮している。
- ④ 助成金については、「成田市土地区画整理組合助成規則」に基づき、当該組合から提出された「交付申請書」について、助成金の対象として申請

のあった移転補償費、測量試験費及び文化財調査費などに関して、国の基準に基づき、内容や金額の積算根拠などを確認・精査し、交付を決定している。さらに、事業完了後、「実績報告書」により報告を受け、同じく助成規則に基づき、個別の対象業務の契約書、成果品、支払状況などの書類の審査及び現地調査等を実施し、適正と認め、助成金の額を確定し当該組合へ通知している。

- ⑤ 以上のことから、令和7年3月31日付けで、当該組合に対して助成金確定通知書により通知した助成金については、各種法令等に違反することや不当な行為等もなく、適正に処理したものである。

また、本件請求に関連する事項について、都市部に確認した事項と回答内容は次のとおりである。

ア 当該事業の都市計画上の位置づけはどのようになっているのか。

→ 都市計画事業ではないため、明確な都市計画上の位置づけはないが、成田市都市計画マスタープランでは、不動ヶ岡地区は立地の優位性を活かして、本市の持続的発展を支える中心拠点と位置づけ、土地区画整理事業により計画的な市街地整備を進めることとしており、当該組合への支援を行っている。

イ 事業認可を行った千葉県において、環境への配慮という視点での審査は行われているのか。

→ 千葉県に申請する以前の事前協議の段階から、県では県庁内関係各課へ意見照会等を行い、土地区画整理事業を進める上で必要な技術基準に適合しているかどうか審査されている。

ウ 本事業で環境の保全に関し配慮がなされていると考える点はあるのか。

→ 公園の設置について、技術的基準では計画人口に対して1人当たり3㎡以上かつ全体事業面積の3%以上を確保することとされているところ、14%を超える公園面積を確保し、富里市と接する斜面林を緩衝緑地帯として有効に活用して間伐等を行い保全しながら整備する計画で事業を進めている。

## 8 監査対象事項に対する判断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局の陳述及び関係書類等から、本件監査請求について次のとおり判断する。

### (1) 事業者は環境への影響調査等を行うものとされているとの主張について

請求人は、環境基本法第20条、環境影響評価法第1条及び生物多様性基本法第25条に鑑み、事業者はその事業の実施に当たりあらかじめ、あるいは計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事

業に係る生物の多様性に及ぼす影響や環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境や生物の多様性の保全について適正に配慮することとされているにもかかわらず、成田市はそれを見落として、当該事業における助成事業の成果が助成金の交付決定の内容等と適合すると認め、成田市が確定通知の決裁を行ったことは違法又は不当であると主張している。

しかし、環境基本法第20条及び生物多様性基本法第25条は、土地の形状の変更等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり事業に係る環境や生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、国が必要な措置を講ずるものとする旨を規定しているものである。

また、環境影響評価を行う対象事業及び要件等については、環境影響評価法及び同法施行令において定められており、この法令で土地区画整理事業については、施行区域の面積が100ha以上の事業を第1種事業として、環境影響評価の手続きを必ず行うこととし、75ha以上100ha未満の事業を第2種事業として、手続きを行うかどうかを個別に判断することとしている。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続きを行うべきと判断されたもののが、環境影響評価の手続きを行うことになる。

このことから、当該事業については、施行面積が約23.59haであるため、環境影響評価の実施対象外であると認められる。

## (2) 各種法令や宣言の内容を反映していないとの主張について

請求人は、当該組合が森林破壊を行った行為は森林が持つCO<sub>2</sub>吸収機能を奪うもので地球温暖化を加速させるとともに、洪水防止や水源の涵養といった森林が有する機能がなくなるなど、成田市民及び近隣の地域住民の命と健康と人権を著しく損なうものであると予測される、国においては、都市緑地法の改正や地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画の閣議決定などを行っているが、当該事業にはそれらの内容が反映されていないと主張している。

法令面では、事業者の責務として、環境基本法においては、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずること、生物多様性基本法では、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めること、地球温暖化対策推進法では、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならないことなどが規定されている。

一方、当該事業については、千葉県知事から土地区画整理法に基づく認可を得て行っている事業であり、千葉県をはじめ関係機関等との協議を行い、各種法令等に適合していることなどの審査が行われたものと推察される。

また、昭和30年建設省令第5号 土地区画整理法施行規則において、事業計画の設定について必要な技術的基準として、公園の面積の合計が施行

地区内に居住することとなる人口について1人当たり3㎡以上であり、かつ、施行地区の面積の3%以上となるように定めなければならないとしているところ、当該事業では、それらを大幅に上回り施行地区の面積の約14%もの公園面積を確保しており、富里市と接する斜面林を緩衝緑地帯として有効活用し、間伐等を行い保全しながら整備する計画で事業を進めている。

これらのことから、当該事業が、各種法令や宣言の内容を反映していないとは言えず、また、自然環境に関して事業者の責務に違反しているとは認められない。

### (3) 助成金の確定を行ったことは違法であるとの主張について

請求人は、当該事業における助成事業の成果が助成金の交付決定の内容等と適合すると認め、成田市が確定通知の決裁を行ったことは、国際法や各種宣言、閣議決定及び各種法律に反する注意義務違反であり、重大な環境保全遵守違反であると主張している。

しかし、土地区画整理事業に対する助成金については、成田市土地区画整理組合助成規則において適用要件、助成対象、交付までの手続きの流れ等を定めており、成田市はこの規則に則り、助成の目的に沿って適正に助成手続きを行っているとは認められ、また、事業者である当該組合が事業に係る環境や生物の多様性の保全について適正に配慮することを見落としているなどの請求人の主張も、上記(1)及び(2)から、違法又は不当とは言えないものと判断する。

なお、地方公共団体の責務として、環境基本法及び生物多様性基本法では、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施すること、地球温暖化対策推進法では、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減等のための施策を推進することなどが定められている。

成田市においては、様々な施策を総合的に推進していく中で、国におけるカーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策の推進に関する法律の改正、地球温暖化対策計画の改定、ゼロカーボンシティ宣言の表明などを踏まえ、令和5年7月に環境基本計画を抜本的に見直し、見直し後の計画のもと、生物多様性の保全、脱炭素社会の実現、持続可能な循環型まちづくりなどの環境施策を展開し、「地球にやさしい環境交流都市成田」の実現に向けた取り組みなどを行っているところであり、各環境関連法令に基づく地方公共団体の責務についても違法又は不当とは言えないものと判断する。

### (4) 結論

以上のとおり、当該組合に対する助成金の交付について、成田市が確定通知の決裁を行ったことは違法又は不当とする請求人の主張は認められない。したがって、本件監査請求には理由がないものと判断する。

## 9 監査委員の意見

土地区画整理事業は、無秩序な開発等による市街地のスプロール化を未然に防止するほか、公共施設の整備や改善により良好な市街地が形成され、安全性・利便性・快適性など生活環境の向上が図られるものであり、成田市における土地区画整理組合助成金は、土地区画整理事業の円滑化を図るとともに計画的な市街地を造成し、もって本市の発展に寄与することを目的とし、土地区画整理法第14条の規定により認可のあった組合等に助成を行っている。

当該事業の実施にあたっては、自然環境に与える影響を抑えつつ、土地区画整理事業の本旨を踏まえ、円滑に推進されるとともに、今後も、本市において社会経済活動と環境保全の調和を図りながら持続可能なまちづくりが進められることを望むものである。